

自主規制モニター会議議事要旨（2022年6月6日）

I. 日時：

2022年6月6日（月）13時00分～15時00分

II. 場所：

オンライン会議（公認会計士会館4階 401AB会議室）

III. 出席者：

○ 自主規制モニター会議委員（五十音順）

小林麻理委員、園 マリ委員、松野正人委員、三宅 弘委員、宮園雅敬委員、山浦久司委員

○ 日本公認会計士協会

手塚正彦（会長）、小暮和敏（副会長）、柳澤義一（副会長）、佐藤久史（専務理事）、林 敬子（常務理事）、廣田壽俊（常務理事）、伏谷充二郎（常務理事）

IV. 議事要旨：

1. 自主規制の活動報告（年次報告）

品質管理レビュー制度、個別事案審査制度及び審査申立て制度の運営状況、及び公認会計士・監査審査会の行政処分勧告又は金融庁の処分が行われた監査事務所に係る対応状況について、担当役員から報告があった。

なお、各制度の2021年度の運営状況については、それぞれ「2021年度品質管理レビューの概要」及び「個別事案審査制度の活動概要（2021年度）」により報告がなされた。

2. 自主規制の活動報告（論題）

公認会計士法改正に関連する協会の取組

(1) 上場会社監査事務所登録制度の在り方検討プロジェクトチームの取組状況

上場会社監査事務所登録制度の在り方検討プロジェクトチームの取組状況（金融審議会公認会計士制度部会の報告を踏まえた上場会社監査事務所登録制度の見直しの方角性の検討、上場会社を監査する監査事務所（以下「上場会社監査事務所」という。）としての適格性に係る要件の制度化に当たっての枠組みの検討など）について、担当役員から説明があった。

(2) 中小監査事務所基盤強化施策に関する検討の方向性と進捗状況等

中小監査事務所基盤強化施策（基盤強化の支援、情報開示の充実）に関する現状の

論点と検討の方向性、進捗状況等について、担当役員から説明があった

3. 意見交換

上記1及び2に関連して、以下のような意見があった。

(1) 自主規制制度の運営状況について（上記1関係）

① 個別事案審査制度関係

※ 個別事案審査制度において継続的に対応している継続的専門研修の不適切受講事案に関連した継続的専門研修制度に係る意見

○ 継続的専門研修の早送り受講について、法令上の取扱いが明確でないのであれば、今回の処分実例を踏まえ、協会の自主規制ルールとして、禁止される行為を規則等で明確に定めておく必要がある。研修受講が法律事項である以上、解釈や運用上の注意喚起だけではなく、適正な基準等を明確にすることが望ましい。

○ 規定上の手当てと併せて、専門家の知見も活用し、ハード面の措置も含めた再発防止策の一層の充実を検討されたい。

○ オンライン受講では、双方向性がなく、参加の程度が把握し辛い。法令で定められている「1時間1単位」の原則の下、指定の時間講義を聴くことと併せて、学習効果の面を含めた制度・仕組みの設計を検討することが望ましい。

② 全般

○ ネガティブな問題が起こった際の対応も当然重要であるが、予防的・戦略的な観点から監査品質の向上を図っていくことが非常に重要である。品質管理レビュー（品質管理委員会）と個別事案審査（監査・規律審査会）の連携により、リスクの発見を積極的に推し進めてもらいたい。

(2) 公認会計士法改正に関連する協会の取組（主に監査事務所からの情報開示関係）について（上記2関係）

○ 監査事務所からの情報開示の充実の取組は、監査役等による監査人の選解任の評価に当たり、非常に有用である。

○ 上場会社監査事務所の適格性の審査を担う協会が「登録の取消し」を行うに際して、上場会社監査事務所として、どのような点に不十分性があり、十分といえるためにはどのような要素を満たす必要があるのか、事例等を通じて明確に示

す必要があるのではないか。

- 監査事務所自身が、その規模や実態に見合った、社会的使命を全うできる品質管理の骨格を明らかにし、開示を通じて監査事務所の基盤が一層強化され、品質管理の充実に繋がるような仕組みになることを心から期待する。
- 上場会社監査事務所の監査品質の維持・向上のために重要なこととして協会で整理している6つの運営基盤(品質管理基盤、組織・ガバナンス基盤、人的基盤、IT基盤、財務基盤、国際対応基盤)について、企業側に理解されやすい形でモデル事例として一定の目安を示した上で、各監査事務所の強みや課題が開示されると良い。
- 個人の公認会計士事務所の情報開示については、公認会計士としての業務の適正を図るため、或いは、社会的な説明責任の観点から、個人のプライバシーに関する情報と、事業を営む個人の当該事業に関する情報の棲み分けが今後の課題になるのではないか。

以 上

お問い合わせ先

日本公認会計士協会 自主規制本部

E-mail : monitor@sec.jicpa.or.jp